川越地区消防組合議会議長交際費の支出及び公表に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、川越地区消防組合議会議長交際費（以下「議長交際費」という。）の支出及び公表について、必要な事項を定めるものとする。

（議長交際費）

第２条　議長交際費は、川越地区消防組合議会議長（以下「議長」という。）又はその代理者が川越地区消防組合議会を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費とする。

（支出基準等）

第３条　議長交際費の支出に当たっては、支出内容及び支出先が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、支出金額が必要最小限となるよう努めるものとする。

２　議長交際費の支出基準は、慶事、行事等については別表１のとおりとし、弔事については別表２のとおりとする。

３　前項の規定にかかわらず、議長交際費は支出先から辞退の申し出があった場合には支出しない。

（公表の原則）

第４条　議長交際費の支出基準及び支出実績は、病気、入院等の見舞い関係の支出相手方の個人名を除き、すべて公表する。

（公表する内容）

第５条　議長交際費の支出の公表は次の事項について行う。

⑴　支出日

⑵　支出内容（支出先を含む。）

⑶　支出金額

（公表の時期等）

第６条　議長交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分をまとめ、翌月の１０日までに行うものとする。

（公表の方法）

第７条　議長交際費の公表の方法は、川越地区消防組合のホームページへの

掲載及び総務課における閲覧とする。

（改正）

第８条　この要綱は、議長交際費の支出内容及び支出金額が、住民の感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に十分配慮し、適宜見直しを行うものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附　則

この要綱は、平成２８年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年１月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

<table>
<tr><th>対象</th><th>内容</th><th>支出額</th></tr>
<tr><td>慶事
・竣工式
・祝賀会等</td><td>祝金（会費）</td><td rowspan="2">案内状に会費等の金額が明記されているものはその額とし、明記がないものは、飲食、記念品の有無及び会場等を勘案して決定。
主催者から会費等の辞退があるとき又は会費等の持参が催事の趣旨に沿わないと思われるとき等は会費等を支出しない。
行政機関が主催するときは会費等を支出しない。</td></tr>
<tr><td>行事等出席
・総会
・大会等</td><td>会費</td></tr>
<tr><td>協力金交付
・賛助金
・協賛金
・助成金等</td><td>交付金</td><td>協力交付金は、その種類を問わず１万円を限度とし、同一団体に年度中１回に限る。</td></tr>
<tr><td>折衝等
・訪問</td><td rowspan="2">手土産</td><td rowspan="2">手土産に係る経費は、必要最小限の支出にとどめるものとし、原則として 1 件につき 2,500 円以内とする（消費税額分を含む。）。</td></tr>
<tr><td>行政視察
・訪問</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他
・接待
・新聞等への掲載
・全国大会出場等の餞別
・災害見舞い
・その他</td><td>他との均衡を勘案。</td></tr>
</table>

別表２（第３条関係）

対象者			香典	花輪等	弔電
議員	現職	本人	○	○	○
		実父母・配偶者・子	○		○
	元議員本人		注１）○		○
特別職	現職	本人	○	○	○
		実父母・配偶者・子	○		
	元特別職本人		注２）○		
行政委員会	委員	本人	○		
	元委員長		注２）○		
その他議長が必要と認める者					

香典の額は 10,000 円とする。
花輪等とは花輪・生花・榊飾のいずれかとし、これに要する額は相場とする。
香典袋及び花輪等の表書きは「川越地区消防組合議会」とする。
行政委員会は、監査・公平の各委員会をいう。

注１）対応は、退任後 20 年以内とする。
注２）対応は、退任後 16 年以内とする。